

## 志賀原子力発電所 1号機 第3回定期安全管理審査の査定結果について

平成22年11月19日  
北陸電力株式会社

当社は、本日(11月19日)、原子力安全・保安院より「志賀原子力発電所 1号機第3回定期安全管理審査の審査及び査定の結果の通知について」を受領しましたので、お知らせします。

これは、独立行政法人原子力安全基盤機構によって行われた「志賀原子力発電所 1号機の第11保全サイクルにおける定期事業者検査(平成20年1月～平成22年6月)」の安全管理審査結果に基づく同院の審査及び査定の結果が当社に通知されたものです。

同院による審査の結果、「定期事業者検査に関連する規程類は整備され、その規程類に従って定期事業者検査が実施されている」と評価されました。

ただし、審査で見出された改善すべき事項について、改善の実施状況を確認していく必要があるとの理由で、「定期事業者検査の実施体制はおおむね機能しているものの、保全の有効性評価プロセスの一部に改善すべき事項があり、その是正処置の定着状況の確認が必要であると認められる」と査定されました。

改善すべき事項については、今回の審査期間中に改善案を策定し実行していることを同機構に確認いただいております。

今後、同機構による定期安全管理審査を通じて、改善状況の確認を受けます。

本件は、石川県・志賀町と締結している安全協定や連絡基準に係る覚書には該当しませんが、国の通知を受けてお知らせするものです。

以上

別紙：査定結果の内容について

### 査定制度

電気事業法に基づき、電力会社が行う定期事業者検査の実施体制について、現場立会いや記録確認により独立行政法人原子力安全基盤機構が審査を行い、その結果に基づき原子力安全・保安院が査定(2段階)を行うもの。

## 評価結果の内容について

今回の審査の結果、定期事業者検査に関連する規程類は整備され、その規程類に従って定期事業者検査が実施されていることが確認されています。

定期事業者検査の実施に係る重要プロセスとして選定された3つのプロセスのうち、「状態監視プロセス」及び「不適合管理及び是正処置プロセス」については、特に問題となる点は確認されませんでした。

ただし、「保全の有効性評価プロセス」については、規程類が整備され、保全の有効性評価が行われているものの、そのプロセスの一部に改善すべき事項が認められました。（詳細は以下のとおり。）

志賀原子力発電所においては、保全の有効性評価を電気事業連合会の「劣化メカニズム整理表（以下、整理表）」に従い作成する「点検手入れ前状態データ（以下、データ）」で行うこととしていますが、補助ボイラー点検工事における「データ」に改善すべき事項が認められました。（他の工事件名に改善すべき事項はなし。）

### <改善すべき事項>

- ・ 腐食の記載について、「整理表」では形態別に記載されているが、「データ」ではまとめて腐食と記載していた。
- ・ 機器の材料の一部に誤記が認められた。

改善すべき事項については、当該審査期間中に、「データ」を修正するとともに、「データ」を作成する際のルール（記載方法）を明確にする等の改善を実施し、実行していることを同機構に確認いただいています。

また、当該箇所に腐食等はなく、保全の有効性評価に影響するものではありませんでした。

今後、同機構による定期安全管理審査を通じて、改善状況の確認を受けます。

以 上

発電所建屋内の暖房等に使用する蒸気やプラント起動時のタービン軸封部へのシール蒸気を供給するためのボイラー。（サービス建屋内に設置）